

わが国の炭鉱附設保育所について

—明治期を中心として—

平田 宗史 平田 トシ子
福岡教育大学 九州女子短期大学
(1993年9月9日受理)

(一) はじめに

明治になると、日本においても、幼稚園が設置される。また、幼稚園と異なる施設として、幼児保育所、保育所、託児所等々の名称の施設が登場する。幼稚園と異なる幼児保育施設の名称は種々様々であるけれども、本稿では、その総称として保育所という名称を使用する。

『幼児教育百年史』によると、明治23年、赤沢夫妻によって新潟市にわが国最初の託児所が設置されたという。つづいて、明治27年、大日本紡績の東京・深川工場託児所が工場附設託児所として、明治29年、福岡県に三井炭鉱託児所が設置されたとある¹⁾。

これによると、三井炭鉱託児所の設置が、わが国最初の炭鉱附設保育所ということになるが、これは事実と異なる。『幼稚園教育百年史』は、何を参考にして記述されたのか分からないけれども、多分、大正10年2月発行の『現代社会問題研究第八巻 本邦社会事業』を参考にしたのではなかろうか²⁾。しかし、その事実の誤りは、二つある。一つは、三井炭鉱託児所の設置は、明治29年ではなく、その10年後の明治39年であることである。二つは、三井炭鉱託児所の設置が、わが国最初の炭鉱附設保育所ではないということである³⁾。

炭鉱附設保育所についての全国的な研究は見当たらないが、福岡県の炭鉱附設保育所の研究はある。その主なものは、つぎの二つである。

- 1) 福岡県教育百年史編纂委員会編
『福岡県教育百年史』第5巻 通史編 (I)
福岡県教育委員会 昭和55年 762~766頁。
- 2) 福岡県社会福祉事業会編
『福岡県社会福祉事業史』上巻 昭和57年
329~339頁。

両者は、炭鉱附設保育所について言及している点では共通しているが、それぞれ使用している資

料が片寄っているので、福岡県の炭鉱附設保育所の全部、ましてや、全国の炭鉱附設保育所について検討したものではない。

本稿は、明治期を中心として、炭鉱附設保育所の全国的な実態を考察しようとするものである。

(二) 明治期の日本の炭鉱

石炭が、日本で、何時、誰によって発見され、何に使用されたかは定かではない。しかし、江戸時代に、福岡県の筑前・筑後・筑豊で、石炭が燃料として使用され、幕末になると、それらの藩では、石炭を藩の統制下に置くようになっていた。そして、外国船が来日し、その燃料としての需要が増したことなどで、石炭が大規模に採掘されるようになった。

1868年、明治と改元されるや、富国強兵を国策とした維新政府は、産業の主要エネルギー源として石炭に眼をつけた。明治2 (1869) 年2月20日付の太政官布告第77号で、先ず、藩の支配から石炭を解放した。また、明治5 (1872) 年3月27日の『鉱山心得書』によって、「此の鉱物なもの、都て政府の所有とす」と、宣言した。さらに、明治6年7月20日、太政官布告第259号で、『日本坑法』が公布され、鉱山業に対する外国資本の流入を禁止し、重要な鉱山は官営とし、政府は、自ら、炭鉱経営に乗り出した。同年、三池、高島の両炭鉱が、工部省の支配下に置かれ、官営となったが、それらは、やがて、民間に払下げられる⁴⁾。

日本の炭鉱の中心であった筑豊は、明治11 (1878) 年には、430もあった炭鉱が、経営の合理化に成功した安川、麻生、松本、貝島等の炭鉱財閥に、次第に合併された。他方、高島炭鉱を手に入れた三菱、三池炭鉱を払い下げられた三井は、筑豊の諸炭鉱をも買収した。その他の中央資本である日本郵船、住友、古河等も、その行動に参加した。筑豊を中心とした福岡県の出炭量は、明治

24 (1891) 年以降は、全国の50%を超え、明治26年には60%を記録している。明治43 (1910) 年の日本の各炭鉱の産出高と出炭比率は、表(1)の通りである。

明治43年の日本の総産出高は、1,553万5,285トンで、その大部分を筑豊炭鉱にかかわりのある三井、三菱、貝島、明治、古河、麻生、住友等の炭鉱で産出されている。

(三) 炭鉱労働の実態

明治40年頃には、日本の炭鉱も、排水や運搬などは、次第に、機械化されて来たけれども、炭鉱の中心作業と言われる採炭作業は、先山と後山との協業によって行われた。先山には、仕事に熟練した経験のある男性がなり、先山を補助する後山には、女性が多くなった。昭和6年12月、女性の入坑が禁止されると、男子の新山者が後山になったと言われている。わが国最初の炭鉱附設保育所をつくった豆田炭坑を中心に炭鉱労働の実態を検討してみよう。

豆田炭坑は、明治6・7年頃発見され、明治32年に、麻生太吉の所有となった炭坑である。明治40年7月1日当時の事務員は、所長をはじめとして、総数53人である。直接、採炭にかかわる使役人員は、表(2)の通りである。

この表をみると、一日平均就業人員は、男649人、女372人、合計1,021人である。就業人員の三分の一以上が女性である。「鉱夫中には又男女の別あることを忘るべからず、其女子は坑内に在りては主として選炭に従事し、其他軽易なる業務に従事することあり、以上の外には何れも男子を以て其の業に当らしむ⁵⁾と明記されているように、鉱夫には、女性も含まれ、その多くは、後山と選炭を担当したのであった。しかしながら、炭鉱によっては、「先山男がおらない時は女乍らも自分一人でキリダシ(採炭)で男以上の能率をあげ得る勇婦もおった。」⁶⁾ということであるが、それは例外であった。筑豊の炭鉱ばかりでなく、どの炭鉱でも、女性の労働者がいたのであった。

表(2)では、男女の賃金の格差は分からないので、同じ筑豊炭鉱の一つであり、豆田炭坑よりも規模の大きい金田炭坑の鉱夫の一日平均賃金をみてみよう。金田炭坑では、全鉱夫の27.6%が女性である。この表からみると、坑内労働は、坑外労働より、賃金が高く、女性労働者は、男性労働者の賃金の約60%前後である。

同炭鉱の鉱夫の労働時間は、表(4)の通りであ

表(1) 日本の各炭鉱の産出高と出炭比率 (明治43年)

	炭 鉱	産出高(トン)	百分比(%)
三井	三池	1,768,268	19.6
	田川	661,333	
	本洞	316,590	
	山野	297,037	
	計	3,043,229	
三菱	高鳥	214,376	13.4
	相知	216,325	
	新入	424,743	
	鯉田	335,370	
	上山	122,875	
	金田	296,974	
方珠	171,879		
	花ノ谷	263,001	
	計	2,090,543	
北海	夕張第一	471,372	6.8
	夕張第二	128,678	
	幌内	170,416	
	空知	204,457	
	幾春別	83,668	
	計	1,058,591	
貝島	大之浦	586,289	6.3
	大辻	353,612	
	津波黒	34,205	
	計	974,106	
明治	明治池	433,401	5.6
	赤池	176,857	
	豊国	261,854	
	計	872,112	
官業	二瀬	372,963	5.0
	御穂	183,977	
	新原	149,500	
	大嶺	66,488	
	計	772,928	
古河	鹽頭	391,358	3.5
	目の尾		
	下山田	149,016	
	計	540,374	
磐城	内郷	258,921	2.7
	小野田	169,678	
	計	428,599	
麻生	芳雄	238,842	2.3
	豆田	122,439	
	計	361,281	
住友	忠隈	324,504	2.1
	その他の炭山	5,049,018	32.6
	総計	15,535,285	100

注 高野江基太郎著「増訂再版 日本炭鉱誌」丸善株式会社 明治44年7月2~10頁。

表(2) 豆田炭坑の使役人員 (明治40年5月末日現在)

	第一坑		第二坑		平均一人賃銭
	男	女	男	女	
採炭夫	258人	152	196	138	640
仕繰夫	25	5	16	4	600
運搬夫	21	6	—	—	391
坑内日役	13	6	6	3	380
坑外日役	9	10	2	1	350
掉取夫	22	—	7	—	448
鉄工	17	—	—	—	560
大夫	11	—	—	—	470
木工	11	—	2	—	585
選炭夫	6	47	—	—	250
運転夫	27	—	—	—	410
計	420	226	229	146	

注 『筑豊石炭鉱業組合月報』第38号 明治40年8月15日 29頁。

る。この表から分かるように、坑内夫と坑外夫と職工は、それぞれ職種によって、やや労働時間が異なるけれども、一日平均労働時間が10～11時間、一カ月平均労働日数27日というのは、現在では、想像だに出来ない高い労働強度である。これは、言うまでなく、金田炭坑だけではない⁷⁾。

炭坑労働は、重労働であったけれども、特に、女性労働者は大変であったと、明治39年5月、15歳で筑豊の山内炭坑に入坑した山本作兵衛は、つぎのように記している。

「ともかく昔の女坑夫は惨めなものであり可哀相でもあった。亭主と共稼ぎでまっ黒になっ

表(3) 金田炭坑 (三菱合資会社) の鉱夫の一日平均賃銭 (明治43年6月調)

種別	男		女	
	人員	一日平均賃銭	人員	一日平均賃銭
採炭夫	656人	85銭	312人	55銭
日役	234人	53銭	52人	33銭
撰炭夫	147人	48銭	181人	25銭
掉取夫	97人	47銭	—	—
職工	239人	59銭	—	—
計	1,373人	2.92銭	545人	1.13銭

注(1)高野江基太郎著「増訂再版 日本炭坑誌」丸善株式会社 明治44年7月5日 113頁。

てあがるや否や、食事の仕度、炊事方であり、それも前記の様に飲料水も乏しく不自由であり、まして乳児のある主婦になると預児院のない頃とて他人に預けたり、自宅の留守据飼人にまかせておるので、途中坑内から昇坑して乳を与えておる者もあった。』⁶⁾

二人で働かなければ食べて行けない女坑夫にとって、出産も大変であったけれども、子どもが出来たは出来たで育児も大変であった。子どもを預けるにしても、明治末頃には、乳のみ児で、1日10銭も必要であったので⁸⁾、自分の賃銭の約三分の一を支出しなければならなかった。「子守り」を雇うことの出来ないのが女坑夫の大部分であったので、女坑夫は、坑内まで、子どもを連れていかねばならなかった。「子守り」を雇ったとしても、坑口近くの小屋まで連れて行って、時々、昇坑して授乳しなければならなかった。その様子が、つぎのように描写されている。

表(4) 金田炭坑 (三菱合資会社) の坑夫の労働時間

種別	1ヶ月間平均労働日数	一日平均労働時間	同最長のもの	同最短のもの	交替時刻	備考
坑内夫	27日	10時間	11時間	8時間	午前12時～同4時 午後12時～同4時	採炭夫に適用す
坑外夫	同上	11時間	12時間	6時間	午前7時～午後5時	但火夫に限り6時間とす
職工	同上	同上	同上	8時間	同上	

注 高野江基太郎著「増訂再版 日本炭坑誌」丸善株式会社 明治44年7月5日 113頁。

「『子守り』と『乳のみ児』は、坑口近くの『カネバ』のそばにあった『子守り』小屋で終日すごすのです。この小屋には毎日幾組かの『子守り』と『乳のみ児』が母なる女坑夫の昇坑を待ちわびていました。授乳時には、女坑夫はスラを曳いて急いで昇坑してきては、わが子を抱き、まだ乳をほしがり、母の乳房にしがみついているわが子をふりきって、坑底に入るのでした。そして『ネズミ』のように坑道を上下したのです。これほどまでにしなければ、その生計が維持できなかつたわけです。

女坑夫の坑内スタイルは、熱いところは、上半身は裸体、下半身は短い腰巻ほどのものをまいていて程度でしたので、体中が粉炭で真黒になってしまいます。ですから授乳する時には、手のひらに唾をつけ、それで乳首の粉炭をぬぐってすぐに乳をふくませました。』⁹⁾

日清、日露戦争を経て、帝国主義的資本主義の発展につれ、石炭の需要は益々増大してきた。前述したように、当時、採炭においては、先山と後山となる者は、夫婦の場合も多かったと言われるが、女性の労働力確保のために、明治末には、保育所および幼稚園を設置する炭鉱が出て来た。

(四) 炭鉱保育所の設置

高野江基太郎著の初版本である明治41年出版の『日本炭鉱誌』では、その設置の状況を、つぎのように記している。

「(其三) 乳児哺育(所欠カ)及幼稚園は共に婦女の稼働中、其の煩累を脱せしめ、併せて彼等の児童を良慣習に染ましめんとするものにして、近年各炭山に行はれつゝあり、前者は三池、三井田川、三井山野、古河西部、及、第二新手等に於て、着々好果を奏しつゝあり、共に就業し難き婦女をして、安んじて其の業に就かしむるのみならず、併せて児女の哺育と遊戯とに完全なる手当を補給せらるゝは、彼等に対して業務上直接の利益たると共に、又間接に精神的の保護たること勿論なり。』¹⁰⁾

同じ著者の3年後に出版された『増訂日本炭鉱誌』では、保育所および幼稚園について、つぎのように記している。

「(三) 乳児哺育(所欠カ)及幼稚園は共に婦女の稼働中、其の煩累を脱せしめ、併せて彼等の児童を良慣習に染ましめんとするものにして、近年各炭山に行はれつゝあり、前者は三池、三井田川三井山野、古河西部、及豆田炭坑等に於

て、着々効果を奏しつゝあり、後者は古河西部、豊国等にて、最も組織の完備を見る。』¹¹⁾

これによると、初版から3年も経つと、保育所ばかりでなく、幼稚園も設置されるようになったという。

それでは、炭坑附設保育所は、最初、どのような理由で、何時ごろから設置され、明治末頃には、どの程度、設置されていたかを考察してみよう。

前述したように、わが国最初の炭坑附設保育所は、明治29年設置の三井炭坑託児所であると言われている。しかし、それは誤りである。炭鉱附設保育所のわが国最初のもの、豆田炭坑幼児預り所である。それは、明治37年7月、「豆田炭坑稼働者の就業中、無料にて其の子弟を預り、親切に之を保護する」ために、筑前嘉穂郡桂川村豆田炭坑に附設されたものである。その沿革は、つぎの通りである。

「三十七年七月の創設にして、当初は古家屋を利用せしに過ぎざれども、漸次幼児の数を増加せしめ四十二年四月十日新に土工を起し、同年十月竣工し、十一月三日落成式を行ひ、四十三年一月中諸設備完成して、愈新舎屋に移転せり。』¹²⁾

明治43(1910)年当時、豆田炭坑幼児預り所は、保母3人、一日平均22人、一カ月延人員665人の幼児を収容した。その建物は、22坪、庭園の面積133坪で、一ヶ月平均60円の経常費であった。その費用は、保母の給料、乳幼児の牛乳代、玩具代その他の雑費として使用された。以上のことから推察すると、豆田炭坑幼児預り所は、まさしく、炭坑労働者の幼児預り所であった。

その後、豊国炭鉱、三井田川炭鉱、三池炭鉱、古河炭鉱等々に、保育所および幼稚園が附設されたのである。それらを附設したのは、表(5)を見れば分かるごとく、筑豊の炭鉱だけではなく、また、小炭鉱ではないことは、言うまでもない。

それでは、つぎに、炭鉱附設保育所および幼稚園の実態を、事例を通して考察してみよう。

(五) 三井田川炭鉱附設保育所の実態

豆田炭坑、豊国炭坑につづいて、三井田川炭鉱は、明治39年1月、本坑、大藪坑、伊田新坑、伊田坑の四カ所に、哺(保)育所を設置した。その設置の理由は、つぎの通りである。

「採炭後山は主として女坑夫であった。乳児哺育のための休業が多く、殊に出産後の休業から引続いて非稼働となるものもあって、常に後

表(5) 炭坑付設保育所一覧

炭鉱名	保育機関名	設 立 年	典 拠 資 料	備 考
豆田炭坑	豆田炭坑幼児預り所	明治37年7月	「筑豊石炭鉱業組合月報」第70号 明治43年4月15日 p. 16	明治38年7月1日の説あり。(「戦前期社会事業史料集成」第1巻) p. 28～p. 29
豊国炭坑	幼児預り所 幼稚園	明治38年6月 明治40年6月	「福岡市保育のあゆみ」p. 60 前掲書「増訂再版 日本炭坑誌」p. 104	「筑豊石炭鉱業組合月報」第57号 p. 14 同上書 第48号 p. 40
三炭井田川鉱	乳児哺育所(本坑, 大藪坑, 伊田新坑, 伊田坑の四坑に設置)	明治39年1月	「三井田川鉱業所沿革史稿本」第10巻 p. 221～p. 222	
三池炭鉱	三坑保育所	明治39年4月1日	「筑豊石炭鉱業組合月報」第57号 明治42年3月15日 p. 15	
	勝立保育所	明治40年11月1日	同上書 p. 15	
	萬田保育所	明治40年2月22日	同上書 p. 15	
古炭河西部分	塩頭炭坑幼児保育所	明治40年9月9日	同上書 p. 11	
	目尾炭坑幼児保育所	明治40年9月9日	同上書 p. 11	
蔵鉱内業	峰地一坑託児所	明治41年	「福岡県下常設託児所二関スル調査」p. 99	
炭二新坑	乳児院	不明	「日本炭坑誌」明治41年9月28日 p. 364	
貝島業	第1坑～7坑託児所	明治43年8月	同上書 p. 88	
海軍燃料廠所	第4坑託児所	明治43年8月	同上書 p. 85	明治44年11月の説あり。「海軍炭坑50年史」p. 80
貝島業	大之浦炭鉱第2坑保育所 〃 第5坑保育所 〃 第7坑保育所	明治43年8月 明治44年11月 明治45年6月	同上書 pp 81-82	
大炭辻鉱	大辻炭鉱保育所	明治45年8月1日	同上書 p. 75	
好間炭鉱	本鉱特設の尋常小学校及幼稚園に児童を収用し		高野江基太郎著「増訂再版 日本炭坑誌」(明治44年6月 p. 272)	福島県磐城国石城郡好間村
重内炭坑	又学齢未滿の幼児に在ては鉱夫生活状態の通弊として、居常一般放逸に流れ易く、衛生及徳育上に缺くる所少なからざれば之が向上発達を計るがため、保育場を開設し、父兄の労働中其子弟を収容し、保姆二名を附して世話監督をなさしめ、将来は之を基盤として、漸次完全なる幼稚園組織に改善し、以て労働者の幸福を増進すべく、目下略ぼ其計画を了したり		同上書 p. 308.	茨城県多賀郡北中郷村

注「託児所」の名称を使用しているところは、創設時も、同じ名称であったのか分からない。というのは、典拠資料が、昭和6年に出版された資料だからである。

山が不足し、ひいては先山までが休業する状態である。当時好況で坑夫不足の折柄、後山坑夫欠役の主因をなす乳幼児を預かることは欠役防止上極めて有効な方法と考えられたのである。¹³⁾

この資料によると、乳幼児の教育的配慮と言うより、主に、女坑夫の確保が、哺育所設置の理由であった。

哺育所は、「生後百日以上六歳未満のものに限り托児に応ずること」¹³⁾なり、その哺母は乳児3人に対して1人の割合で雇い、それらの哺母を看護婦が監督したのであった。定められた『田川炭硯乳児哺育所規程』は、つぎの通りである。

「田川炭硯乳児哺育所規程（明治39年1月11日田乙第10号鉱務主任）」

当硯坑夫にして乳児あるため採炭に従事し能わざるもの不便を察し、乳児哺育所を設置候については、当分の内左の規程に準じ之を取扱うべし。

- 一、哺育所は各坑に設置し、当該坑詰鉱夫に係員に於て之が直接監督をなすものとす。
- 二、哺育所に保母若干名を置き練乳又は人乳を以て坑夫の乳児を哺育す。
- 三、哺育を請求するものは、鉱夫係員に申出でその許可を受くべし。
- 四、哺育は、当分の内、左の各項に該当するものに限り之を許可すべし。
 - (1) 夜の方出役者の乳児。
 - (2) 乳を與うれば睡眠する程度の稚児。
 - (3) 平素勤勉衆に超ゆる者の乳児。
 - (4) 乳児を哺育すれば、其方に於て出役採炭に従事すべき者。
 - (5) 鉱夫係員は、別表に準じ日々哺育所日報を提出すべし。
- 五、哺育所の経費は、当分の内坑別哺育所費の科目を以て別途之を整理すべし。
- 六、哺育の方法については、左の各項に注意し、親切を旨とし、坑夫をして安心業に就かしむるの方針を取るべし。
 - (1) 練乳を用うる場合は（別紙）調合表に遵い乳児の生後月数に練乳と温湯との割合を定め哺乳すること。
 - (2) 温湯は成るべく蒸溜水を用うべし。
 - (3) 哺乳壺、ゴム管及乳首は、其都度能く之を洗滌すべし。

出生事	12時分量	哺乳度数	練乳に対する温湯の分量
1ヶ月まで	400乃至600グラム	8回	25倍
2ヶ月より4ヶ月まで	800乃至1000グラム	7回	22倍
5ヶ月より7ヶ月まで	1000グラム	6回	20倍
8ヶ月より9ヶ月まで	1000乃至1200グラム	6回	16倍

]14)

この規程によると、三井田川炭硯の哺育所は、一言で言えば、労働力確保のためのものであったと言える。

哺育所は好評で、大藪哺育所は開所して間もない明治39年5月、昼夜間開所となり、保母も二名増員した。本坑哺育所は、翌40年12月、新築された。明治43年1月には、哺育所乳児依托料が定められた。それによると、「一人一回金八銭と定め、母が二人以上の子供を依托した場合、一人は全額を徴収、その他は半額でよいことにした。この料金は托児者の賃金から控除して徴収した」¹⁵⁾のであった。

(六) 三池炭硯附設幼児保育所の実態

明治43年3月発行の『筑豊石炭鉱業組合月報』の中に、つぎのような記事がある。

「各炭山の幼児保育事業は、近年の創設なるに拘はらず、一般に流行の傾あり、且其の事業着々進歩改善して、市街地の幼稚園に劣らざるものあり、就中古河西部鉱業所と三池炭硯との経営成るものは、最も設備の完全を以て聞ふれば、爾他各炭山の施設上、参考たるものあるべきを察し、特に当該炭山当局者の調査を乞ひ、左に之を列記して一覽に供することとせり。」¹⁶⁾炭硯附設保育所の設置が、当時、流行していたが、その中で、古河西部鉱業所と三池炭硯のそれが充実しているとし、その両者の概況を紹介している。その両者の中、設立の三池炭硯の幼児保育所を先ず検討してみよう。

三池炭硯各坑の納屋戸数、坑夫数、現住者数は、つぎの表(6)の通りである。そして、各坑に、保育所が設立されたのである。これらの保育所の実情は、表(7)の通りである。

『小児保育取扱手続』¹⁷⁾によると、保育所には、入所を希望すれば、無条件に入所できるものではなかった。「保育すべき小児は其父母が半年以上誠実に勤務し生母の外保護者はなき者に限る」の

表(6) 三井炭鉱各坑の納屋個数, 坑夫数, 現在者数 (明治42年)

所別	納屋戸数	坑夫数	現在者数 (家族を含む)
三坑	465	1,018	1,797
勝立	301	659	1,148
萬田	501	1,015	2,053
計	1,267	2,692	4,998

注『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年3月15日 16頁

であり、「育児の年齢は生母が産後稼働に就き得る時に始まり学齢に達する迄とす」るのであった。もし、「生母が病気に非ずして稼働を止めたとき」とか、「育児が病に罹りたる時」とか、そして、「育児に悪癖ありて匡正し難きもの及び傳染性の病気あるもの」は、保育が停止されるのである。これらの規定から判断すると、三池炭鉱附設保育所は、労働力確保のために設置されたことが分かるであろう。

保育児童数は、表(7)の通りであるが、これから見ると、一日平均10人から20人の児童(幼児)である。入所年齢は学齢前の児童を対象としなが

らも、学齢に達した児童をも入所させているのが注目される。

保育時間は、「坑夫の稼働時間と終始し毎日稼働に就くとき預け入れ稼働を了りたるとき引取るものとす」¹⁷⁾るのであった。

保育所には、小布団、襪襪、揺籃、哺乳器、小児眼、玩具品、髪刈器、ストーブ、其他炊事用具及雑品などが備えつけられていた。そして、運動場には、簡易な運動器具も備えつけられていたと言う¹⁷⁾。

保育児童の食事については、つぎのように定められていた。

- 「▲哺乳期中は稀釋したる練乳を給し年齢により輕易なる菓子を與ふることあるべし。
- ▲哺乳期を過ぎたる育児には年齢より粥若くは普通食を給し間食として菓子を與ふ。
- ▲育児の食米は二等米とし食物は一食に付壹錢以下とす。
- ▲食事は晝間凡そ二回とし夜間は之を給せず」¹⁷⁾

保育中の衣服は、「預所に備へ置き預り中は総て之を着用せしむ」とあるように、制服のようなものを児童に着用させた。入浴は、一日に一回、成るべく為さしむることとしていた。この保育所は、児童を預かり、食べさせ、遊ばせ、入浴させることをしたが、「別に課程なるものなし」¹⁷⁾と

表(7) 三池炭鉱附設保育所の実情 (明治42年)

保育所名	建物および設備状況	保育児童の状況	保母又は助手の状況
三坑保育所 (明治39年4月1日) 設立	当初は坑夫の長屋の一部をあて、のち新築家屋は日光の透射、空氣の流通に留意せる広間を以て、小児収容の場とし、別に保母室、勝手、炊事場、浴場、便所等を附属せしむ。建坪32坪、諸設備は、保育取扱手続要項のとおり。	保育児童の数は最近1ヶ月間の延人員500人(男285人、女215人)。一日平均16人強。年齢最長7年、最小3ヶ月。	保育児の多少により日々増減一定せず。最近1ヶ月の延人員153人にして、1日平均5人弱、昼夜に分ちて勤務せしむ。
勝立保育所 (明治40年11月11日) 設立	建物及び設備の状況は、三坑保育所のそれの外、小児の睡眠室を設く。建坪36坪。	保育児童数は、最近1ヶ月間延人員341人(男156人、女185人)。1日平均11人。年齢最長5年、最小7ヶ月。	1ヶ月の延人員146人にして、1日平均5人弱。
萬田保育所 (明治40年2月22日) 設立	家屋の構造は勝立保育所に同じ。建坪30坪。	保育児童数は最近1カ月間の延人員624人(男335人、女289人)。1日平均22人余。年齢最長8才、最小2年。	1ヶ月の延人員157人、1日平均5人強。

注『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年3月15日 15~16頁

表(8) 三池炭鉱附設幼児保育所の一カ月の経費(明治41年12月分)

保育所別	児童数	収 入						支 出		差 引
		保育料	保母給料	消耗品	食料品	電燈費	合 計	支出過		
三 坑	564	41,065円	35,680円	3,359円	24,381円	1,507円	64,927円	23,862円		
勝 立	463	35,000	35,660	6,416	24,174	2,068	68,318	33,318		
萬 田	775	61,490	42,860	5,854	40,470	2,107	91,291	29,801		
計	1,802	137,555	114,200	15,629	89,025	5,682	224,536	86,981		

注(1) 収入に対する支出超過額は、当炭鉱の負担とす。

(2) 『筑豊炭鉱組合同報』第57号 明治42年3月15日 16頁による。

いうことであった。

児童を預ける親の職業は、「^(ママ)重に坑内運炭夫、即後山にして」¹⁷⁾、その一日の賃金は、平均67銭2厘であった。

それぞれの保育所の経費は、表(8)の通りである。この表によると、支出の三分の二は、保育料で賄うことができるけれども、三分の一の超過分については、炭坑で負担することになっていた。

(七) 古河西部鉱業所附設幼児保育所の実態

三池炭鉱附設幼児保育所と並んで、その充実ぶりを推奨された古河西部鉱業所附設幼児保育所の実態をみてみよう。古河西部鉱業所には、二つの炭坑に幼児保育所が設置されたが、両炭坑の鉱夫の人員とその内訳は、表(9)の通りである。

この統計表によると、坑夫は、鹽頭炭坑413人(坑内282人、坑外131人)、目尾炭坑1931人(坑内1,472人、坑外459人)である。目尾の方が、鹽頭の約5倍の坑夫がいる。この統計表では、男女の内訳は示されていないけれども、一般に、後山、選炭夫には、女性が多かったことから推察すると、両炭坑にも、女性坑夫がかなり¹⁸⁾いたものと推察される。

この古河西部鉱業所の両炭坑に幼児保育所が、明治40年9月9日設立された。父兄に頒布された設置の趣旨は、つぎの通りである。

「幼児保育所は、当所に就業せる鉱夫の爲め、其幼児を保育する所にして、当所に鉱夫として就業せる者は、或は夫妻共に労役に服し、或は兄妹等しく稼業に従ふを以て、終日家に在りて親しく幼児を保護養育する暇なき爲め、已むを得ず稼業中之を他に預け置くか、又は留守中の

表(9) 鹽頭および目尾炭坑の坑夫人員(明治43年6月)

(イ) 坑内

坑別 \ 職別	坑 夫	開鑿夫	支柱夫	車 夫	運転夫	大 工	雑夫(男)	雑夫(女)	合計
鹽 頭	149人	50人	15人	11人	19人	5人	28人	6人	282人
目 尾	1,000	148	22	83	42	22	96	59	1,472
合 計	1,149	198	37	94	61	27	124	65	1,755

(ロ) 坑外

坑別 \ 職別	車 夫	選炭夫	運転夫	機械夫	大 工	土 工	雑夫(男)	雑夫(女)	合計
鹽 頭	16人	57人	16人	14人	6人	7人	12人	3人	131人
目 尾	72	186	66	58	11	13	51	2	459
合 計	88	243	82	72	17	20	63	5	590

注 高野江基太郎著『増訂再版 日本炭鉱誌』秀英舎 明治44年7月5日 208頁

保護を、弱年の兄姉に委して顧みざるより、比隣の幼児相集りて悪戯に耽り、其結果諸種の不良なる感化を受け、遂に終生拭ふ可からざる不幸に沈倫するに至るものあり、是れ主として父兄の不注意より、人生の是も尊重すべき幼児時代の保育を等閑に付する為めなりと雖とも、鉱山其他の工場にて、労役に従事する者に在りては、幼児を完全に保育するか如きは、寧ろ不可能の事に属す、依て当所は鹽頭及び目尾両坑に、各一ヶ所の幼児保育所を設け、就業鉱夫子弟の爲め、其父兄に代り、保育の事業に任せんとす、蓋し幼児の爲めには、不良の風習に感染することを防ぎ、将来就学の際に於ける教育に資し、父兄の爲めには幼児保護上多大の扶助を與へ、以て当所雇傭中、心を安じて労役に服せしめんことを期するものなり。』¹⁹⁾

この設置の趣旨は、単なる労働力確保というのではなく、「幼児の爲めには、不良の風習に感染することを防ぎ、将来就学の際に於ける教育に資し」という教育的意味を掲げている点で、他炭鉱附設保育所と異なる。

幼児保育所の建物の構造および建坪は、つぎの通りである。

「▲家屋の構造及建坪 目尾炭坑幼児保育所は鉱夫娯楽場兼用の建築物なるを以て、保育所としては構造上多少の不便あるを免れず、保育所は枋葺木造の芝居小屋式建物を以て之に充て、総建坪九拾三坪の内、本家八拾坪（間口八間奥行十間）、楽屋六坪、其他便所、廊下、及洗面場等之を附帯す、而して正面一段高き舞台（間口八間奥行三間）廿四坪の板の間を以て保育室とし、之に手摺を附して、幼児の土間に転落する危険を豫防し、中央に階段を設けて土間に通し、土間を以て遊戯場とし、之に蓆を布き、鞆鞆等遊戯の器具を備へ、児童は凡て洗足とす。楽屋は一面に畳を布きて小使室とし、夏季は晝間少年児童の睡眠室に充て、保育室は両側は、高三尺の無双窓を廻し、屋根下に大なる硝子戸付廻転窓、空気抜各二個を設け、外方廊下に洗面台を置き、用水は凡て目尾給水工場より鉄管により給水し、前面に世餘坪の空地ありて之に樹木を植え、盛砂をなし、児童嬉戯の用に供す、冬季は土間の両側に、約半坪の爐二ヶを切り、周囲に児童身長大の手摺りを廻らして、危険を防ぎ以て暖を探らしむ。

鹽頭炭坑幼児保育所は、目尾に比し只だ建坪に於て十坪の減少あるのみ、他は凡そ前者に同じ。』¹⁹⁾

古河西部鉱業所附設幼児保育所の建物は、三池炭坑附設幼児保育所のそれと比べると、坪数にして、約三倍である。建物の大きさから見ても、かなり充実したものであったと見てよいであろう。

古河西部鉱業所附設幼児保育所は、建物ばかりでなく、設備も充実していた。その設備は、つぎの通りである。

▲機械器具の設備

目尾炭坑幼児保育所	鹽頭炭坑幼児保育所
▲恩物積木 80組	70組
▲腰掛及机 90人分	60人分
▲保姆用机及椅子 各1ヶ	各1ヶ
▲椅子 1ヶ	1ヶ
▲オルガン 1ヶ	1ヶ
▲塗板 1ヶ	1ヶ
▲紙製石板 80組	70組
▲大形鏡 1ヶ	1ヶ
▲掛時計 1ヶ	1ヶ
▲寒暖計 2ヶ	2ヶ
▲国旗 1対	1対
▲萬国旗 30組	30組
▲絵画 20枚	20枚
▲汽車・軍艦・電車 剝製鳥類・人形 等玩具 60点	▲汽車・軍艦・電車 65点
▲鞆鞆 2ヶ	2ヶ
▲洗面器 6ヶ	6ヶ

以上の備品一覧をみると、備品が、かなり充実している。

保姆又は助手は、目尾では、保姆1名、助手2名、鹽頭では、保姆1名、助手2名を置いていた。そして、建物、設備、スタッフ等々、他の炭鉱附設保育所より、かなり充実していたのに、児童の保育料は、「一切保育料を徴収せず。』²⁰⁾であった。

幼児保育所開設当初は、満3才より就学年齢未満の幼児、目尾121名、鹽頭84名を全員強制的に入所させた。しかし、これまで自由奔放に育てられていた幼児は、「着衣（夏季概して裸体のもの多し）礼儀等、多少の牽束を受け窮屈を感じるもの、如く、出席者少なかりしも、漸次其出席歩合も固定し」て来た。そして、日々平均、目尾80名、鹽頭65名の幼児が出席するようになった¹⁹⁾。

また、開設当初は、トラホームなどの病気に罹った幼児が多かったので、その治療のため医師が派遣されたが、「彼等幼児の平生怖しきもの、

表(10) 目尾炭坑幼児保育所と鹽頭炭坑幼児保育所の幼児数等調(明治42年2月1日現在)

(イ) 目尾炭坑幼児保育所(鉱夫納屋戸数609戸, 現住人員2620人)

入所すべき児童総数							出席児童数						児童を入所せしめしめし為就業を得たるもの		平均一日一人賃金
職別	性別	四才	五才	六才	七才	計	性別	四才	五才	六才	七才	計	人員	賃金	
坑夫	男	二	二	一五	一六	六三	男	五	一五	一〇	一〇	三八	父	二	八五
	女	三	四	二	一四	五三	女	一	七	八	一二	二八	母	一〇	七八
雑夫	男	一	六	二	二	一一	男	一	一	二	二	五	父	二	五二
	女	一	二	二	一	六	女	一	二	二	一	六	母	七	三〇
職工	男	四	二	三	二	一一	男	一	一	二	二	五	父	一	一
	女	二	一	一	一	五	女	二	一	一	一	五	母	一	一
合計	男	一六	二九	二〇	二〇	八五	男	五	一五	一四	一四	四八	父	四	六八五
	女	一六	一七	一五	一六	六四	女	四	一〇	一	一四	三九	母	一六	六〇九
計	計	三二	四六	三五	三六	一四九	計	九	二五	二五	二八	八七	計	二〇	六一七

(ロ) 鹽頭炭坑幼児保育所(鉱夫納屋戸数255戸 現住人員938人)

入所すべき児童総数							出席児童数						児童を入所せしめしめし為就業を得たるもの		平均一日一人賃金
職別	性別	四才	五才	六才	七才	計	性別	四才	五才	六才	七才	計	人員	賃金	
坑夫	男	五	一〇	六	四	二九	男	一	五	三	三	一二	父	一	八〇
	女	九	一〇	八	七	三四	女	一	五	八	四	一七	母	八	七五
雑夫	男	二	二	二	二	八	男	一	二	二	二	七	父	一	五〇
	女	一	七	三	一	一二	女	一	七	二	一	一〇	母	一	三〇
職工	男	一	一	一	一	三	男	一	一	一	一	三	父	一	一
	女	三	二	二	三	一〇	女	三	二	二	二	九	母	一	一
合計	男	八	一二	九	七	三六	男	二	七	六	六	二二	父	二	六五
	女	二三	一八	一三	一一	五六	女	三	一一	一二	七	三六	母	九	七〇
計	計	三一	三一	二二	一八	九二	計	五	二二	一八	一三	五七	計	一一	六八

注『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年3月15日 13頁

一なる有聲の医師と、治療の苦痛とのため、出席者頼に減少したりしも、菓子玩具などを與へて、父兄と共に之が出席を奨励せしため、間もなく、旧状に復したという¹⁸⁾。そして、病氣は、勿論、減少した。

明治40年3月、目尾で32名、塩頭で21名の卒業生が派出されたが、明治42年2月1日現在の保育児童数は、表(10)の通りである。

この表をみると、入所すべき児童のすべてが、幼児保育所に入所したのではない。また、入所すべき児童に対するの出席児童数は、年齢があがるにつれて、増すのである。そして、児童を入所させて就業した者は、父親より母親の方が、断然、多いのである。これからみても、幼児保育所設置の主な理由は、女性労働者確保であることが理解できよう。

児童の保育時間と保育課程をみてみよう。保育時間は、1年を通じて午前9時から午後4時までである²¹⁾。他の炭鉱附設保育所のように、親の入坑から出坑というのではない。保育課程は、遊戯、唱歌、談話、手技を保育の基本とし、「普通幼稚園の課程と畧大差なきも、実際に於ては、遊戯、唱歌、保姆談話、其重きをなし」²⁰⁾たのであった。そして、天気快晴の日には、時々、幼児を郊外に引率し、自然に親しませたという。

保育内容からみると、私立幼稚園と殆んど変わらないけれども、この幼児保育所の児童には、「菓子及び手技用材料等の消耗品は一切給付し、積木、玩具、石板等の備品は之を貸與し、児童に係る医療費は、労働者共救義会より支出す」²⁰⁾るのであった。

幼児保育所は、「保育料等を徴収せず、全部鉱

表(11) 目尾炭坑および塩頭炭坑幼児保育所一カ月分総経費
(明治42年2月分)

目尾炭坑幼児保育所		
保姆給料	16.00	保姆1名
助手給料	16.80	助手2名
医療費	6.10	
手技用材料	3.03	畳紙、組紙、貼紙等
菓子	4.80	
蓆	1.20	
ガラ及木炭	6.65	
塵紙(白保紙)	,65	幼児鼻拭用
出席簿用紙及罫紙	,14	
補繕並に雑品代	2.30	
合計	57円67銭	
塩頭炭坑幼児保育所		
保姆給料	15.00	保姆1名
助手給料	13.80	助手2名
医療費	4.50	
手技用材料	1.80	材料は目尾と同じ
菓子	3.20	
蓆	1.60	
ガラ及木炭	4.90	
塵紙(白保紙)	,70	
出席簿用紙等	,11	
補繕費及雑品代	2.59	
合計	48円20銭	

注 『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年3月15日
15頁。

業所にて支弁す²¹⁾るのであるが、明治42年2月の1カ月間の諸経費は、つぎの表(11)の通りである。

一カ月の経費の中、人件費が、約6割近くを占めており、つづいて、医療費、ガラおよび木炭、菓子等の経費が多い。因みに、昼食は、「幼児出所の時は必ず辯当を持参せしむ可し²¹⁾」とあるように、持参しなければならなかった。

以上のような内容の幼児保育所に対して、最初は、坑夫およびその幼児の抵抗があったけれども、彼等も、次第に、その良さを認めるようになったと、つぎのように明記している。

「従来狭隘なる納屋に成長し、放任に委して顧られざりし幼児は、壮大なる建物内、懇等なる保姆監督の下に、或は珍奇なる恩物を貸與せられ、或は鞦韆に乗り、或は風琴の音に連れて共同遊戯をなす等、四圍の境遇快心の事多きより、何れも喜んで出席し、父兄も、亦其子弟が、逐日善良なる習慣を得、帰来之を實行するの状を見、安意稼業に従事するを得、殊に幼児保育の爲め従来稼業に就くことを得ざりしものにして、之れが爲め稼業に従ふことを得る等、深く便益を感じ居るもの如し。」¹⁹⁾

この資料によると、幼児保育所は、無料で、建物および設備も充実し、保育内容も、幼稚園と遜色がなかったので、父兄の評判もよく、事務職員および坑所外の人々からも入所させて欲しいという希望があったという。しかし、坑所外からの入所を認めなかったけれども、事務職員の子弟の入所は黙認していたという。

「又労働者以外に、事務員の子弟をも収容せんとの議ありしか、家庭境遇の懸隔せる幼児を、混合保育することの、感化上却て害ありて益なしとの説に基き、単に鉱夫の子弟のみに限り、然れども鉱夫子弟の日々嬉々として保育所内に遊べるを見、事務員の子弟は之を羨望し、父兄亦之が入所を切望し來れるを以て、特別の保護を與ふるが如き所為ありては、鉱夫側の不平となり、折角労働者のために設けたる実績を、挙ぐる能はざるの虞あるを以て、保姆及助手に厳令して、其間聊たりとも差等を附する事なき様注意し置けり、坑所外よりの入所希望者、亦頻々たるも一切之を謝絶し居れり。」²⁰⁾

以上のように、古河西部鉱業所附設の幼児保育所は評判がよかった。しかし、炭鉱附設保育所の中で、保育内容等、幼稚園と殆んど変わらないくらい整備・充実していたのは、目尾および塩頭炭坑幼児保育所だけではなかった。これらは、「文部省令の規定、並に豊国炭坑の実例にならひ²⁰⁾」とあるように、豊国炭坑附設のそれを参考にして設置されたのである。豊国炭坑は、明治鉱業の所有であり、田川郡糸田村にあった。それは、明治38年6月、幼児預り所を創設し、「労働者の幼児保育を兼、父兄の稼働力を増加せしめんと試みたるに、効果顯著なるを認め」、明治40年6月、「官許を得て私立豊国炭坑幼稚園を開設し、保姆を置いて保育に従事せし²²⁾」めたのである。豊国炭坑は、目尾および塩頭炭坑より約2ヶ月前に、幼稚園を設置していた。その詳細は、今のところ分らない。しかしながら、古河鉱業は、教育を重視していたものと思われる。幼児保育所が設置される以前の明治38年には、鉱夫児童の就学監督を行い児童就学歩合を上げることに成功している²³⁾。そして、福岡県以外の福島県の好間炭鉱にも、幼稚園が設置されている²⁴⁾。

(八) おわりに

筑豊の炭鉱を中心に、わが国の明治期の炭鉱附設保育所の実態を考察してきたが、炭鉱附設保育所の設置の基本的理由は、労働力の確保であった。ところが、炭鉱附設保育所と言っても、その内容を詳細にみると、保育所ごとに異なるが、それは二つに分けられる。一つは、鉱夫の就労中、その乳幼児を預り、保育だけを行うものと、二つは、保育ばかりでなく、幼児の教育も行い、殆んど、幼稚園と変わらないものである。二つの中、どちらが多いかというと、勿論、前者が圧倒的に多いのはいうまでもない。明治42年末には、わが国の採掘鉱区のうち、稼業中のもの683鉱区であるが、その中、福岡県188鉱区、長崎県143鉱区、佐賀県143鉱区である。その3県だけでも、447鉱区あり、全国の65.5%を占めている。そして、その大部分は、小炭鉱である。保育所を設置しているところは、かなりの労働力を必要とする大炭鉱であった²⁵⁾。

(註)

- 1) 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに 昭和54年 47頁。
- 2) 日本社会学院調査部『現代社会問題研究 第八巻 本邦社会事業』冬夏社 大正10年 212頁。

- 3) 厳密にいうと、三つであろう。というのは、創設当時は、三井炭鉱乳児哺育所であり、三井炭鉱托児所ではない。
- 4) 高野江基太郎著『^{増訂}日本炭硯誌』秀英社 明治44年 2～10頁。
- 5) 同上書 78頁。
- 6) 山本作兵衛著『筑豊炭坑絵巻』葦書房 昭和54年(第三刷) 29頁。
- 7) 筑豊炭鉱の一つである豊国炭鉱での労働時間は、つぎの通りである。(明治41年3月調)

職 員

晝夜交代者	12時間
普通勤務者	10時間
三番交代者	10時間

労働者

採炭夫	10時間
坑内修繕夫	10時間
受負夫	8時間乃至12時間
日役	10時間
棹取	12時間

職 工

捲方	12時間
卿筒方	12時間
修繕方	10時間
営繕職工	10時間

『筑豊石炭鉱業組合月報』第48号 明治41年 39頁。

- 8) 前掲書『筑豊炭坑絵巻』によると、「他人に幼児を預けると一日拾芟と他に便芟が三、五芟いるから大変」であったという。(「明治中期ヤマの子供」の絵の解説文中)
- また、「各労働者一日普通金十銭の謝禮にて、幼児を他人に附托し」とある。(『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年 14頁。)
- 9) 新藤東洋男著『部落史シリーズ I 筑豊の女坑夫たち』部落問題研究所出版部 1974年 75～76頁。
- 10) 高野江基太郎著『日本炭硯誌』秀英舎 明治41年 88頁。
- 11) 前掲書『増訂再版 日本炭硯誌』104頁。
- 12) 『筑豊石炭鉱業組合月報』第70号 明治43年 16頁。
- 13) 『三井田川鉱業所沿革史稿本 10巻』(手書き) 221頁 (田川市石炭資料館蔵)
- 14) 同上原稿 222～223頁。
- 15) 同上原稿 224頁。
- 16) 『筑豊石炭鉱業組合月報』第57号 明治42年 10頁。
- 17) 同上書 16頁。
- 18) 同上書 11頁。
- 19) 同上書 12頁。
- 20) 同上書 14頁。
- 21) 同上書 15頁。
- 22) 『筑豊石炭鉱業組合月報』第48号 明治41年 40頁。
- 23) 「◎古河鉱業会社西部鉱業所鉱夫児童就学督励の成績」『筑豊石炭鉱業組合月報』第13号 明治38年 73～77頁。
- 24) 前掲書『^{増訂}日本炭硯誌』272頁。
- 25) 前掲書『部落史シリーズ I 筑豊の女坑夫たち』76～77頁。「三井のような大ヤマには保育所もあった。」